

平成31年第1回奥州市議会定例会追加付議事件

(平成31年3月14日)

議案第42号 奥州市職員定数条例及び上下水道部を設置するための関係条例の整備に関する条例の一部改正について

議案第43号 平成30年度奥州市一般会計補正予算（第13号）

議案第44号 平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第4号）

議案第45号 平成31年度奥州市一般会計補正予算（第1号）

報告第1号 住宅損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

議案第42号

奥州市職員定数条例及び上下水道部を設置するための関係条例の整備に関する条例の一部改正について

奥州市職員定数条例及び上下水道部を設置するための関係条例の整備に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年3月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

議会の事務部局の職員の定数を1人増とし、もって当該事務部局の体制の強化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市職員定数条例及び上下水道部を設置するための関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(奥州市職員定数条例の一部改正)

第1条 奥州市職員定数条例（平成18年奥州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「5」を「6」に改める。

(上下水道部を設置するための関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 上下水道部を設置するための関係条例の整備に関する条例（平成30年奥州市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「609」を「608」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

議案第43号

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第13号）

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり定める。

平成31年 3月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第44号

平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第4号）

平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成31年3月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第45号

平成31年度奥州市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度奥州市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成31年3月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第1号

住宅損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

住宅損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月14日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第1号

専決処分書

奥州市水沢字齊の神地内における住宅損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所（略）

氏名（略）

氏名（略）

2 損害賠償の額

414,072円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を10対0とし、奥州市は、相手方に対し住宅損害額414,072円を支払う。

4 損害賠償の原因

平成31年1月9日午前9時15分頃、財務部税務課の職員が家屋評価のために相手方宅を訪問した際に、当該職員が開けた相手方住宅の玄関扉が外壁に当たり、当該住宅の玄関扉及び外壁を損傷させたことによる。

平成31年3月1日

奥州市長 小 沢 昌 記